

社会福祉法人光珠福祉会役員等報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人光珠福祉会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬について定めるものとする。

（報酬等の支給）

第2条 役員等には、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

（報酬等の算定方法）

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- （1）報酬については、別表1に定める額
- （2）役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、宿泊料、旅行雑費）を支給する。

（当法人職員給与との併給）

第4条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

（報酬等の支給方法）

第5条 役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

（公表）

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

（補則）

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年6月14日より施行する。

別表 1（役員等の報酬）

（１）評議員

業務内容	日額
評議員会への出席	3, 0 0 0 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	3, 0 0 0 円

（２）理事

業務内容	日額
理事会等会議への出席	3, 0 0 0 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	3, 0 0 0 円

（３）監事

業務内容	日額
監事監査等への出席	3, 0 0 0 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	3, 0 0 0 円